

令和元年度 第9回香取市農業委員会総会議事録

令和元年12月5日

12月5日(木)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第5 報告第1号 農地法第18条第6号の規定による通知について
日程第6 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第7 報告第3号 軽微な農地改良の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子		
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清	
5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤	宏	
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫
9番	海	老	澤	武	10番	富	澤	克	彦
11番	飯	森	孝	12番	高	松	多	可	史
13番	鶴	澤	幹	司	14番	菅	谷	樹	雄
16番	高	木	甚	一	17番	大	堀	潔	
18番	栗	林	利	男	19番	伊	藤	寛	

1. 欠席委員は1名、その氏名は下記のとおり

15番 林 藤 江

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	高	橋	重	正
農地班長	櫻	井	廣	子	主 査	滑	川	典	文
主 査	高	橋	亮	太	郎				

開会 午後 3時53分

議長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

12月2日、15番 林 藤江委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

本日出席委員は、18名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議長 ただいまから、令和元年度第9回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、1番 林 浩委員、17番 大堀 潔委員を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第7 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和元年12月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは1ページから5ページで、整理番号は1番から11番までです。

整理番号1番、6番および7番は、譲渡人が農業廃止のため譲受人の自作地に近接する農地をそれぞれ売買により、所有権移転をするものです。

整理番号2番、3番、4番および10番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買による所有権移転をするものです。

整理番号5番は、農業経営者である子に贈与による所有権移転するものです。

整理番号8番、9番および11番は、譲受人が農業経営の合理化を図るため売買による所有権移転をするものです。

以上、11件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 去る11月27日水曜日午後1時25分より市役所301会議室において、第3班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は11件であり、写真・書類による審査を行いました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第1号 整理番号1番は○の事案です。

よって、この事案についての議長は香取市農業委員会会議規則に基づき、鵜澤会長職務代理者をお願いいたします。

(鶴澤会長職務代理者議長席へ議長を交代)

議長(鶴澤会長職務代理) それでは議案第1号 整理番号1番について、伊藤 寛会長に代わり議長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

議案第1号 整理番号1番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○ ○○○の退場を求めます。

(○番 ○○ ○○○ 退場)

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、3番 石橋清勝委員。

3番石橋委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の隣接農地を取得し、農業経営の合理化を図りたい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号1番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号1番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○ ○○○の入場を許可します。

(○番 ○○ ○○○ 入場・着席)

議長(鶴澤会長職務代理) これをもって、議長を伊藤会長へ戻します。

(伊藤会長議長席へ議長を交代)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の整理番号1番を除く、10件について、

審議いたします。

担当委員の意見を伺います。

整理番号2番、3番、4番の3件について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号2番、3番および4番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号2番、3番および4番については、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の近接農地を取得し、経営規模の拡大を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、11番 飯森 孝委員。

1 1番飯森委員 整理番号5番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、母親が高齢のため後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告をおわります。

議 長 整理番号6番について、12番 高松多可史委員。

1 2番高松委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を報告いたします。

なお、山田推進委員には電話連絡しております。

この申請は、親戚同士の売買によるものです。

譲渡人は、相続にて取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の隣接農地を取得し、農業経営の合理化を図りたい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番について、13番 鵜澤幹司委員。

1 3 番鶴澤委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの農業経営を行っていないため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の隣接農地を取得し、農業経営の合理化を図りたい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものであります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号8番、9番、10番、11番の4件について、16番 高木甚一委員。

1 6 番高木委員 整理番号8番、9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号8番、9番について、譲受人が同一であるため一括して説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、経営の合理化を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の近接農地を取得し、経営の規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号11番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の隣接農地を取得し、農業経営の合理化を図りたい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第1号中、整理番号1番の1件を除く10件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号中、整理番号1番の1件を除く10件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。令和元年12月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは6ページから7ページ、整理番号は1番から5番です。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地・資材置場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第一種農地ですが、不許可の例外事由Iであります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

整理番号2番および3番、転用目的は、太陽光発電施設用地で権利の内容は地上権設定です。

申請地の農地区分は第二種農地に該当します。

整理番号4番、転用目的は専用住宅用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第一種農地ですが、不許可の例外事由Iに該当します。

整理番号5番、転用目的は駐車場用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第二種農地に該当します。

以上、5件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 整理番号2番について、6番 遠藤 宏委員。

6番遠藤委員 整理番号2番について、熱田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇から〇へ〇〇メートル位行った左側です。

この申請は、譲受人は申請地の近くで〇〇〇を営んでおりますが、小規模なまとまりとなっており、耕作がされていない申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等を行わず整地します。

雨水・排水は敷地内で自然浸透処理し、処理しきれない分については、管理者より同意を得た水路に放流いたします。

また、隣接農地とは高低差がないため土砂等の流出の恐れはありません。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、本申請は転用の確実性があり周辺農地の営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番、4番の2件については、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇方面へ向かい〇〇〇〇と交差する〇〇を右折し〇〇メートルほど行った先の左側になります。

この申請は、譲受人は〇〇〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、山林等に囲まれ小規模なまとまりとなって耕作がされていない申請地を有効活用し、安定収入を得るため、山林である隣接地と一体利用で太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等を行わず整地します。

また、雨水・排水は敷地内で自然浸透処理とし、隣接農地はありません。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、本申請は転用の確実性があり周辺農地の営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、3番の場所より〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇方面へ向かい次の〇〇を右折、〇メートルほど先を左折し〇〇メートル先の右側になります。

この申請は、譲受人は現在実家に住んでいますが、結婚をしたため実家近くに新たに住宅

を建築する計画をしたものです。

申請地は、埋立て等を行わず整地します。

用水は、井戸水を利用し、雨水は敷地内で自然浸透処理。

汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、蒸発散装置にて敷地内で処理します。

また、隣接農地とは高低差がないため、土砂流出の恐れはありません。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、本申請は転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請の譲受人は市内に本店のある農業経営の安定を図る〇〇〇〇を営む法人ですが、来客者用の駐車場が足りないため、会社近接地に駐車場を整備する計画をしたものです。

なお、平成30年8月には、従業員用の駐車場用地の転用許可を受けており、本件はこの隣接地に整備するものとなります。

申請地では、埋立て等を行わず整地し砕石敷きとします。

雨水・排水は自然浸透処理とし、隣接農地にはブロックを設けることで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、本申請は転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和元年12月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

令和元年度第9次農用地利用集積計画は、整理番号1番から121番です。ページは8ページから60ページです。

所有権移転が7件、8,733㎡で、田が3,015㎡、畑が5,718㎡です。

次に、賃借権設定は111件、629,576.95㎡です。

内訳ですが、新規は47件で、254,884㎡で、田が238,184㎡、畑が16,700㎡です。

このうち、中間管理機構分は26件、124,550㎡、田が120,571㎡、畑が3,979㎡です。

再設定は64件、374,692.95㎡、田が307,592㎡、畑が67,100.95㎡です。

続きまして、使用貸借権設定は3件、5,857㎡で、田が1,795㎡、畑が4,062㎡です。

内訳ですが、新規は4,866㎡で、田が804㎡、畑が4,062㎡です。

このうち、中間管理機構分は、1件、田が804㎡です。

再設定は991㎡で、すべて田です。

以上121件の第9次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第3号 整理番号38番、92番の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号38番、92番の2件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号38番、92番の2件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 続いて、議案第3号 整理番号47番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○ ○委員の退場を求めます。

(○番 ○○ ○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号47番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号47番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○ ○委員の入場を許可します。

(○番 ○○ ○委員 入場・着席)

議長 議案第3号の整理番号38番、47番、92番の3件を除く118件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号38番、47番、92番の3件を除く118件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号の整理番号38番、47番、92番の3件を除く118件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和元年12月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から16番、ページは61ページから72ページです。

賃借権設定が15件、124,550㎡で、田が120,571㎡、畑が3,979㎡です。

使用貸借が1件、804㎡で、すべて田です。

以上、16件の農用地利用配分計画案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号 整理番号7番、8番の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号7番、8番の2件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号7番、8番の2件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第4号 整理番号11番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号11番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号11番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議長 議案第4号の整理番号7番、8番、11番の3件を除く13件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号7番、8番、11番の3件を除く13件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号の整理番号7番、8番、11番の3件を除く13件については、原案のとおり決定いたします。

これより報告事項に入ります、事務局より説明をお願いします。

◎日程第5 報告第1号

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和元年12月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は3件です。

◎日程第6 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。令和元年12月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は37件です。

◎日程第7 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。令和元年12月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時42分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人